

EC加盟申請と労働党の政策転換

三澤真明

1. はじめに
2. 分析枠組み
3. EC加盟をめぐる特別党大会
4. EC加盟反対と労働党の分断
5. おわりに

1. はじめに

本稿では、一九七一年に保守党が表明したEC加盟申請に対して、なぜ労働党は加盟反対に回ったのかを明らかにするものである。第二次世界大戦以後、労働党は、ヨーロッパ統合に対して、反対こそしていないものの、そこに参

加するという選択をとってこなかった。保守党の第一次E E C加盟申請に際して、労働党は、当初こそ態度を明確にしていなかったものの、次第に加盟反対の姿勢を強めていった。^①一九六七年に、労働党政権は第二次E E C加盟申請を行っており、E E C加盟に対しては積極的な姿勢を見せていた時期もあった。労働党は、第一次E E C加盟申請と第二次E E C加盟申請で、異なる態度を表明したのみならず、E C加盟申請では、再び方針を転換している。

保守党に目を向ければ、一九六四年に第一次E E C加盟申請を行って以来、少なくとも党指導部の方針としては、一貫して加盟に賛意を示し続けている。^②イギリスを取り巻く環境は、保守党、労働党ともに同一であるにも拘わらず、保守党と労働党の間で、ヨーロッパ統合に対する対応の変化が見られるということは、何らかの国内的な要因、とりわけ政党政治が作用していると考えられる。

ヨーロッパ統合と加盟の問題に関しては、外交史によるアプローチが大半を占めてきた。外交史アプローチで扱われるのは、政府の外交政策であり、野党に焦点を当てることはほとんどない。また、研究成果においても、アメリカとの特殊関係 (special relationship)、コモンウェルス関係の変化、経済財政状況の悪化など、イギリスという国家の置かれた状況に即した説明がなされてきた。

外交史アプローチでは、イギリスの外生的要因が加盟申請をもたらしたとする研究が大半であり、内生的な問題は対象外であった。しかしながら、政府の政策といえども、ひとたび政党内で議論されれば、決して一致した結論が見出されるわけではない。政党には多様な意見が集約されており、加盟賛成派もいれば、加盟反対派も存在する。

そこで問題となるのは、党内でいかに意見の集約がなされるかである。議院内閣制を採るイギリスは、議会多数派の安定した支持に基づく政権運営が求められている。いかにイギリスが置かれた国際環境が変化しようとも、政党内

の意見集約なくして、安定した外交政策は不可能である。

そこで、本稿では、ヨーロッパ統合問題を国内政治、とりわけ政党政治における問題として捉える立場を採る。政党政治という視座に立つことによつて、なぜ労働党が再び政策転換を行ったのかということに答えるものである。

2. 分析枠組み

イギリスとヨーロッパ統合を扱った研究の多くが、加盟問題を外交上の分析対象として捉えている。確かに国家間の条約の積み重ねによつて、深化と拡大を重ねてきた歴史を鑑みれば、外交史の分野による分析は重要な一視点と言えるだろう。

一方で、ヨーロッパ統合は国家主権を共有するという性質を有していることから、国内政治にも大きな影響を及ぼす。EUの設立以降、多くの政策分野で、ヨーロッパ委員会が定める規則によつて、国内法は制限されている。いわば、EU法が国内法に優越する状態になっている。このことは、主権国家の有する主権の一部が制限されていることを意味する。

主権の制限は、なにもEUの設立以降に始まったものではなく、ECS設立当初からのものである。ECSがEEC、ECと発展的に主権の共有範囲を広げていったことから、一国が持つ主権は徐々に制限されていった。主権の制限は、一国が独自に政治を行うことを困難にし、EUとの関係性を考慮にいれなければ、自国の法制定や政策の実行であつたとしても、自由には行えないことになっていく。

ヨーロッパ統合へ参加することは、主権国家の主権が奪い取られ、ヨーロッパ統合という組織体に主権を譲渡する

ことになるのである。一国政府が自国内でのことであっても、独自に政策を行えないのであれば、ヨーロッパ統合問題は国内政治にも大きな影響を与えていることになる。

ゆえにヨーロッパ統合問題を国内政治という文脈から分析する視点も重要となる。とりわけ、国内政治の主要なアクターである政党に焦点を当てることは、大きな意味を有している。政党には、利益の表出、集約機能があり、イギリスの二大政党である保守党と労働党は、二党で多くの有権者の利益を代表していたことからしても、政党に焦点を当てる重要性がある。一九五〇年代から七〇年代初頭までのイギリスにおいて、二大政党に対する支持は依然として高い水準⁽³⁾にあり、両党が国民の意見の大部分を包含できていたと考えられる。

そこで政党を分析対象とし、その対応を検証していくことで、なぜイギリスのヨーロッパ統合政策が賛成と反対の間で揺れ動いたのかという問いに答えることが可能であろう。

分析枠組みであるが、本稿では政党政治という大きな枠組みを用いる。政党研究の中で、政党政治とは何かという一致した見解が見られるわけではないが、本稿では政党政治の一側面として、政党内競合と政党間競合という視点でヨーロッパ統合問題を分析していく。

よく知られているように保守党は、党首の強力なリーダーシップの下に党の意思決定がなされていくのに対して、労働党は院外組織が強力であり、いわば下からの圧力が大きな影響力を有している⁽⁴⁾。そもそも労働党は、一九〇〇年に誕生した労働代表委員会 (Labour Representative Committee) に起源を有しており、労働代表委員会は六八の労働組合、社会民主連盟、フェビアン協会、独立労働党の連合体であった。

労働党は、ほかのイギリスの主要政党 (保守党や自由党) と比べても独特な党組織を有している。その特徴とは、先

述したように、議会外の活動から党が創設されたことに起因している⁽⁵⁾。このことは、議会内の議員のグループ分けに端を発している保守党や自由党とは大きく異なる点である。労働党はその特殊性により、保守党や自由党とは異なった意思決定システムを備えている。労働党の議会外組織は、意思決定に際して大きな影響力を有しており、年次党大会の持つ意味は、保守党に比べてはるかに大きい。そして年次党大会において圧倒的な議決権を持つ労働組合が院外組織の中心的な機関である。

労働党は、議会労働党 (Parliamentary Labour Party) よりも院外組織が大きな役割を担っていた。党の規定では、議会労働党は党大会の指導に服すると定められている。このような労働党の党構造を前提にすると、政党間競争の場である議会や選挙にだけ着目しているのでは不十分であることが分かるだろう。

よって、本稿では政党内競争を検討するために、年次党大会で多くの議決権を有している労働組合の議論、議会労働党議員の議論という二つの次元を検討していく。この二つの次元を検討することで、広義の意味での労働党がどのような意思形成を図ったのかを明らかにする。

ベヴァン (Aneurin Bevan) が社会主義者の唱える計画経済とヨーロッパ統合に伴う自由貿易の矛盾を喝破したが、⁽⁶⁾ 社会主義を党是とする労働党は、本来であれば、ヨーロッパ統合に反対姿勢を採ることが整合性をもった選択となる。より厳密に言うならば社会主義者を支える労働組合は、ヨーロッパ統合への参加に難色を示すと予想される。また、党大会では労働組合が圧倒的な議決権を握っているため、党大会の趨勢も労働組合の意見へと傾くことが多い。

労働組合がもつばら経済的な利害に基づいて立場を決定するのに対して、議会労働党は、支持母体である労働組合の意向に左右され得るものの、イギリスや労働党が置かれた立場という政治的な要素も考慮して立場を決定しなければ

ばならない。従って、議会労働党の党内意見は二分される可能性を秘めていたということが出来る。よって政党内に
関して言えば、ヨーロッパ統合参加の是非をめぐって、労働組合と議会労働党が協調するか、反発しあうのが重要
な問題点となってくる。

また、政党を分析する上でのもう一つの視点は政党間競合である。サルトーリ (Giovanni Sartori) が政党を「選挙
に際して、提出される公式のラベルによって身元が確認され、選挙 (自由選挙であれ、制限選挙であれ) を通じて候補
者を公職に就けさせることができるすべての政治集団」⁽⁷⁾ であると定義していることから分かるとおり、政党は常に
選挙を念頭に置いている。イギリスには典型的な二党制の国と言われているが、イギリスの二党制の特徴は「敵対政
治 (adversary politics)」⁽⁸⁾ であるとも言われている。この「敵対政治」という観点からすると、保守党のヨーロッパ統
合政策に対して、労働党は敵対的になることが考えられる。

以上のことから、本稿の仮説は次の通りとなる。

政党内競合において、深刻な意見の対立が見られる場合は、政党間競合を意識して、敵対的な政策を提示する。

すなわち、政党内を二分するような争点に対して、無条件での賛成、反対を示してしまうことは党内の分裂を招い
てしまう。従って、政府に敵対的であるという選択をすることで、政権獲得という共通利害に基づく行動が可能とな
る。また、本稿の文脈で言うならば、政府に対する敵対的態度は、原則的なEC加盟反対を示すわけではなく、あく
までも保守党政権によるEC加盟反対を意味する。これは、労働党が政権を獲得すれば、EC加盟に方針転換出来る

余地を残すことも意味するのである。

3. EC加盟をめぐる特別党大会

一九七〇年総選挙に勝利した保守党は、ヒース (Edward Heath) 政権を樹立させた。ヒースは、一九六一年にマクミラン (Harold Macmillan) 政権が行った第一次EEC加盟申請の交渉で首席全権を務めるなど、ヨーロッパ統合に深く関わってきた経験を有していた。そしてヒースは、「ECの理念に完全なる賛意を示してきたただ一人のイギリス首相であった⁽⁹⁾」と言われるほどに、ヨーロッパ統合に対する熱意を有した首相であった。ヒースは、政権の第一課題にEC加盟を挙げており、実際に一九七〇年総選挙のマニフェストにも、「EC加盟は短期的には不利益であるものの、長期的な利益に適うものである⁽¹⁰⁾」として、加盟交渉に前向きな姿勢を示していた。

加えてEC加盟にむけて弾みとなったのは、一九六九年にフランスでドゴール (Charles de Gaulle) が退陣し、ポンピドー (Georges Pompidou) が後を引き継いでいたことである。イギリスの二度にわたるEEC加盟申請を拒んできたドゴールは、「フランスの栄光」という理念がゆえにイギリスの加盟を拒んでいた。しかし、ポンピドーはドゴールとは異なり、イギリスの加盟に前向きな態度を示していた。

EC内部においても、ハーグ首脳会議によって、統合の「完成・深化・拡大」を謳ったハーグ・コミュニケ⁽¹¹⁾が採択されており、フランスを含む六カ国が合意していた。このように、イギリスがEC加盟へと向かう環境が整いつつある中で、一九七〇年六月にECとの加盟交渉が始まるのである。

だが、環境が変化したからといって、直ちに加盟が実現したわけではなかった。イギリスのEC加盟にあたっては、

法案を議会で通過させる必要がある。すなわち、野党である労働党は、イギリスのEC加盟に対する方針を打ち出す必要性に迫られていた。党の方針を決する上で、重要な役割を担っているのが年次党大会である。¹² ヨーロッパ統合に関する問題は、これまでも、度々党大会で議論されてきたが、EC加盟問題に関しては、今まで以上の関心呼び、一九七一年の年次党大会とは別に、共通市場に関する特別党大会が開催された。¹³

特別党大会で、圧倒的な議決権を有していたのは労働組合であり、各種団体・個人に割り振られた票数全体の六〇五万九千票のうち、八八・六%にあたる五三六万七千票を労働組合が確保していた。¹⁴ このことは、党大会で大きな発言力を有しているのは誰かということを浮き彫りにしていた。

丸一日を費やすことになる特別党大会での議論は、全国執行委員会(National Executive Committee)が立場を示すことで、開始された。全国執行委員会の声明は次の通りである。

「七月二八日に開催される会議において、全国執行委員会は、政府白書に含まれている条件で、ヨーロッパ共同体にイギリスが加盟するかということを問う、七月一七日の特別党大会の議事によって得られた立場に同意するものである。

本決議は、この問題に対して反発する他の動議を伴う、年次大会の討議に対して提案されるだろう。また、本決議は、七月二八日に選挙区労働党や連携団体に回覧され、決議に対する修正は八月二〇日まで受け入れられるだろう。九月には、全国執行委員会は、選挙区労働党や連携団体に、この問題を議論する年次大会を支援することを目的とした、事実関係を調査したレポートを回覧するだろう。

全国執行委員会は、提案した日程、手続きを承認するかを、特別党大会に諮りたい。⁽¹⁵⁾」

全国執行委員会は、一九六二年に「基本的条件」⁽¹⁶⁾とする声明を出しており、保守党政権の加盟申請を否定する立場を示していた。⁽¹⁷⁾ 特別党大会における、全国執行委員会の声明は、これまでの立場を一步後退させており、特別党大会の議論に対して、中立で臨むことを示したものとなった。

特別党大会の議論は、賛否入り混じるものとなったが、争点の一つが、保守党政権が獲得した条件での加盟を認めるかという点であった。この観点から、動議を提出したのが議会労働党のモリス (Alfred Morris) であった。彼は E C 加盟問題に関して、以下のような動議を提出した。

「共通市場に関する全国執行委員会声明に留意する一方で、当会議は①現政府によって交渉され、政府白書に定められた条件に基づく、共通市場へのイギリスの加入に反対するものである。②加入に関する問題が、総選挙において、イギリス国民に問われなければならないと確信するものである。⁽¹⁸⁾」

モリスの動議は、党大会議事設定委員会 (Conference Arrangement Committee) の報告に基づいて出されたものであり、E C 加盟問題に対する、労働党の態度を明確にするべきであると求めるものであった。全国執行委員会の提案が、E C 加盟賛成派と反対派の双方に配慮し、決定的な亀裂を避けていたのに対して、モリスの動議は E C 加盟反対という結論を求めていた。

確かに、第二次E E C加盟申請を行った時点でも、加盟賛成派と反対派は存在しており、反対派は、下院で反対投票を行うか、棄権をしていた。⁽¹⁹⁾ こうした経緯もあり、全国執行委員会としては、賛成派、反対派の双方に配慮する必要があった。全国執行委員会の懸念は、特別党大会全体でも広く共有されており、モリスの動議は否決されることになる。⁽²⁰⁾

特別党大会の議事進行は、加盟賛成派、反対派に配慮した、バランスの取れたものであった。議長に選任されたミカード (Ian Mikardo) は、ヨーロッパ統合に対して前向きな姿勢を示していたこともあったが、結局は加盟に反対するようになっていた。加えて、これまでの、二度にわたるE E C加盟申請は、ドゴールの存在を前にして、実現する見込みが少ない試みであった。加盟反対派からすれば、強硬な抵抗を行わなくても、ドゴールが最終的に加盟を拒否することで、E E C加盟は頓挫すると考えていた。従って、党内対立も激化することがなかった。党執行部にしても、第二次E E C加盟申請時に造反した議員に対する懲罰を見送ったことから、決定的な対立を避けようとしていたことが伺える。

一方で、イギリスを取り巻く環境の変化によって、E C加盟申請を行えば、加盟が実現してしまう可能性が高まった状況では、特別党大会での議論が白熱することが予想された。だからこそ、ミカードは議事進行に際して、加盟賛成派と反対派を相互に発言させることで、混乱を避けようとした。

その結果、数多くの議会労働党、選挙区労働党 (Parliamentary Labour Party) そして、労働組合の代表者の発言があった。議会労働党からは、ウィルソン (Harold Wilson) 政権で閣僚を務め、下野した後もシャドーキャビネットで国防大臣に指名されていた、トムソン (George Thomson) が発言を行っている。

トムソンは、EC加盟に当たって、一定の譲歩をする必要性を認識しており、次の様な発言を行っている。

「労働党政権下で理想的な条件が獲得できたとは誰も信じてはいない。全ての労働組合員たちは、もし我々が重要な交渉に入ったとしても、完全な条件を要求できないし、熟慮した、受け入れ可能な妥協のチャンス認めなければ、そこ（EC）に加盟することはできないと分かっている。」⁽²¹⁾

その上で、ECに加盟することのメリットとして、次の点を指摘している。

「我々の国内市場に比べ、五倍も巨大で、二倍の速さで成長している共通市場に加入することによって成長率を上昇させることが出来るし、数年にわたるわずかな負担増は、我々の生活水準を向上させるうえで、多大なる労力を払う価値のある投資となるだろう。」⁽²²⁾

加盟賛成派が、第二次EEC加盟申請以来、一貫して主張していたのが、加盟に伴ってアクセス可能となる共通市場から得られる経済的な利益であった。第二次EEC加盟申請をめぐる議論で、全国一般都市労働組合（National Union of General and Municipal Workers）のヘイデイ（Frederick Hayday）が指摘していた様に、共通市場を構成する六カ国とイギリスの経済指標は大きな差が開いていた。⁽²³⁾ また、国際収支も第二次EEC加盟申請時より悪化しており、EC加盟に対する誘因が、一層高まっていた。⁽²⁴⁾

閣僚経験者であるトムソンがEC加盟のメリットを示してはいたものの、同じく、ウィルソン政権において、閣僚であったシヨアー (Peter Shore) は、加盟そのものを問うのではなく、政党間対立を念頭に置いた議論を展開していった。シヨアーは、EC加盟に関して、「(保守党政権が) 今まで交渉し、ルクセンブルクやブリュッセルから持ち帰った条件は不完全であり、恐ろしいほどに悪い⁽²⁵⁾」と糾弾していた。

シヨアーの発言は、自身の反ECという態度に基づいていたものの、EC加盟反対の理由付けとして、真つ先に言及したのが、加盟によるデメリットではなく、保守党政権に対する批判であった。シヨアーは第二次EEC加盟申請をめぐる下院投票で、賛成票を投じていることからも明らかのように、ヨーロッパ統合に完全な反対を示していたわけではなかった。第二次EEC加盟申請からEC加盟申請へと至る中で変化したのは、労働党がもはや政権党ではなくなったということであった。

労働党は、一九七〇年総選挙のマニフェストにおいて、ヨーロッパ統合に関して次のように記している。

「われわれはEEC加盟申請を行ってきたおり、交渉は数週間のうち再開されることになっている。イギリスやコモンウェルスの基本的利益が保証されることが認められた上で、拡大する共同体に加入するという提案は熱意を持って進められる⁽²⁷⁾」

少なくとも労働党は、政権を失う前の時点では、一定の条件付きながらも、ヨーロッパ統合に参加することを公約としていた。この公約は、党大会で承認されていることから、シヨアーを始めとした議会労働党議員に対しても、一

つの方向性を与えていた。

七〇年総選挙の敗北は、この方向性の前提条件を変える結果となった。そもそも、賛否が分かれる政策課題であるヨーロッパ統合問題について、野党の立場から論ずる場合、イギリス政治の特徴である、「敵対政治」に陥りやすい。従って、保守党政権がEC加盟申請を行うのであれば、それに反対する可能性が高まる。保守党政権のEC加盟申請に反対するためのレトリックとして用いられたのが、「保守党政権が獲得した条件」での加盟に反対であるというものである。

特別党大会での議論で、多く見られた発言が、この「保守党政権が獲得した条件」への反対であった。加盟賛成派であるトムソンが指摘したように、労働党が政権を獲得したとしても、必ずしも完全な条件が得られるわけではないのだが、政党という存在を前にした時に、広範な理解を得るための理由が、保守党に対する「敵対」であった。

このように、議会労働党議員が、EC加盟への賛否を表明する中で、労働組合からの発言も多くみられた。特別党大会で、多くの議決権を有する労働組合ではあるが、労働組合会議 (Trades Union Congress) として、一致した見解を示せないでいた。⁽²⁸⁾ そのような中で、存在感を示したのが労働組合として最大規模を誇る運輸・一般労働組合 (Transport & General Workers' Union) のジョーンズ (Jack Jones) であった。

ジョーンズは議会労働党議員と同じく、保守党によって獲得した加盟条件を非難しつつ、⁽²⁹⁾ 労働組合としての利益を訴えた。彼は、保守党政権によって獲得した条件でEC加盟を行えば、深刻な価格上昇が起こるばかりでなく、失業を増加させ、イギリスの経済、政治、国家構造の独立性を破壊すると主張した。⁽³⁰⁾

運輸・一般労働組合は一九七〇年の党大会においても、次のようなEEC加盟に反対する動議を提出しており、一

貫した反対姿勢を明確にしていた。七〇年党大会の動議は、「完全雇用、食料品の値上げや生活費の上昇、付加価値税 (Value Added Tax) の導入、經常収支に対する負担、政治・経済・外交政策の決定権喪失という、脅威を及ぼす条件でのE E C加盟には反対すべきであることを宣言するとともに、連邦国家における一つの州のごとく、イギリスが埋没してしまうことへの反対を宣言する³¹⁾」ものであった。

運輸・一般労働組合が一貫して主張していたのは、次の点であった。すなわち、共通市場を基にした、自由貿易を推進するヨーロッパ統合は、ベヴァンが指摘した通り、社会主義思想との矛盾を抱えているということである。ジョーンズにとつて、共通市場に加盟することで、むき出しの国際競争にさらされることになるということは、イギリスの労働者を競争にさらすことと同義であった。また、ローマ条約や共通農業政策 (Common Agriculture Policy) を始めとした、国家主権を制限する制度は、イギリス革命以降、定着していた議会主権に対する、決定的な挑戦にほかならなかった。

E C加盟がリスクをもたらすというジョーンズの認識に反して、ヘイデイは真つ向から異を唱えていた。ヘイデイは一九六七年党大会で、「当会議はヨーロッパ経済共同体への加盟を申請し、イギリスの加盟に対して満足のゆく条件を交渉するための政府の決定を歓迎するものである³²⁾」という動議を提出しており、E E C加盟に賛成を示していた。その上で、ヘイデイは、特別党大会においても、六七年当時と立場が変わっていないことを宣言した³³⁾。

彼は、六七年党大会でも、具体的なデータを出しながら、E E C加盟に伴うメリットを指摘していたが、改めて、E C加盟のメリットを訴えた。ジョーンズとの認識とは異なり、ヘイデイは、E C加盟によって経済は拡大し、成長率も向上し、生活水準の向上をもたらすと考えていた³⁵⁾。さらに、過去一五年間を遡って考えたときに、イギリスは、

経済成長において、EC加盟国と対等ではないし、このままでは、更に落ち込んでしまうと、ヘイデイは考えていた。⁽³⁶⁾ ジョーンズにしても、ヘイデイにしても、EC加盟という同様の政策が、異なる帰結をもたらすと考えているという意味において、自己の信念に基づく発言をしていた。ただし、自己の信念に基づく発言だからこそ、特別党大会での議論で、妥協点を見出すことが困難であり、労働組合間でも意見対立が深刻であることを露呈したのである。

こうした、深刻な意見対立を前にして、ウィルソンは自身の立場を示す必要性に迫られることになる。特別党大会の議論を締めくくる演説として、ウィルソンが明らかにしたのは、保守党政権が獲得した条件での加盟に反対であるということであった。⁽³⁷⁾ この立場は、EC加盟そのものを否定するものではないが、今のままでは、加盟反対であるということである。すなわち、党内に存在するEC加盟反対派の意見を取り入れながらも、賛成派に対しては、将来的な加盟も選択肢にあるということを示したものであった。

特別党大会では、EC加盟に関する結論は出なかったため、七一年七月二八日に、全国執行委員会の会議が開かれることになった。全国執行委員会の結論は、保守党政権が交渉によって獲得した条件での共通市場への加入に反対する⁽³⁸⁾、というものであった。この結果を受け、同年一〇月四日から開催される年次党大会に、報告することによって、改めて労働党は、ヨーロッパ統合に対する方針を検討することになる。

4. EC加盟反対と労働党の分断

七一年一〇月に開催された年次党大会では、先の全国執行委員会の決定が、ヒーリー (Denis Healey) によって提案された。

「英国とヨーロッパ共同体に関する政府白書を熟慮してきた、当会議は、保守党政権によって交渉された条件での共通市場加入に反対するものである。

すなわち、可能な限り、長期にわたる利益に反して、共同体に加盟し続けることで被るコストを完全に評価するために必要な事実を、国民に提供することを拒絶した、政府を遺憾に思う。

特に、政府に対して、可能な限り、事実を説明するための特別委員会の設置を拒んだ首相を遺憾に思う。

さらに、保守党の経済、社会政策は極めて脆弱であり、国民を分断するものであり、市場の内外にいる我々の生活水準を改善するための、イギリスの能力を貶めてきたと判断する。

そして、選挙期間中の『おそらく、イギリス国民の願いに反して、イギリス政府が、我が国を共通市場に加入させることはない』という首相の発言ゆえに、総選挙による民主的な判断に従うことを首相に求めるものである。

従って、議会労働党に対して、これらの要因と当会議の決定を考慮し、全力で一致協力して、政府の政策に、³⁹⁾反対投票することを求めるものである。」

ヒューリーは、EC加盟に対して、賛成と反対の間を揺れ動いた、著名な議員である。一九五〇年に発表された全国執行委員会声明で、イギリスの政策は、「民主主義的社会主義の諸原則、およびコモンウェルスの一員であり世界共同体の一員でもあるイギリス国民の利益に基づいて決定され」、⁴⁰⁾ECSCに対しては、「需要の拡大と完全雇用の維持に基づかないならば、ヨーロッパ石炭・鉄鋼計画によって誕生するいかなる機関も、限定的かつ私的カルテルの性質を備えたものとなってしまいうだろう」と指摘して、ヨーロッパ統合とは一線を画していた。その後は、一九七一年の

『デイリーミラー』の中で、EC加盟に対する賛意を示したように、ヒューリーは立場がはっきりしていなかった。⁽⁴²⁾

『デイリーミラー』での意見表明から、まだ日が浅いうちに開催された党大会で、ヒューリーは再び加盟反対の立場を明確に示していた。彼はEC加盟について、「もし、我々の経済が強力ならば、申し分のない成果を獲得できるが、経済が弱体なら、致命的な衝撃をもたらす」と考えており、⁽⁴³⁾加盟賛成派とは、異なる帰結になると理解していた。加盟賛成派からすれば、イギリス経済が弱体化しているからこそ、共通市場に加盟することで、新たな市場を確保出来ると考えていた。

しかしながら、年次党大会では、圧倒的に加盟反対派が勢いを持っていた。特別党大会では、賛成派と反対派の双方に配慮し、交互に発言を認めていたのに対して、年次党大会での発言者は、圧倒的に加盟反対を訴えていたのである。

ヒューリーの動議が採決にかけられた結果、賛成五〇七万三〇〇〇票、反対一〇三万二〇〇〇票と大差で可決されたのである。こうして党大会の方針も加盟反対という形で決定された。一方で、根強い賛成を示していた一部の議会労働党議員の間では、この決定に対する反発が公然と噴出していった。党大会の決議を受け入れた労働党指導部は、こうした賛成派議員を牽制するために、下院での投票に党議拘束をかけることを決定した。この党議拘束は、登院厳重命令 (three-line whip) であり、強力な引き締め策が、党執行部から発せられていた。⁽⁴⁴⁾

年次党大会での決定を受けて、下院審議に臨むことになった労働党は、EC問題に決着をつける時を迎えていた。一九七一年一〇月一九日から始まった下院での審議は、賛成派、反対派ともに自らの信念を語っていたが、影の内閣のメンバーは連帯責任制の適用を受けて発言が許されなかった。その中でも、下院で公然と党の方針に反対を示した

のが、スチュワート (Michael Stewart) であった。

スチュワートは、党議拘束を破ることが、どのような事態を招くかを覚悟した上で、EC加盟によって物価上昇を招くと主張する反対派に対して、反論を加えた。彼は、物価の上昇があることを認めた上で、賃金や給料の上昇が物価上昇を上回り、生活水準が向上するのだと主張した。⁽⁴⁵⁾ その上で、傷病者や年金受給者は、政府による慎重な対策抜きには、恩恵を受けることは出来ないとも指摘していた。⁽⁴⁶⁾

スチュワートの指摘は、EC加盟によってもたらされる結果が、全て良いものであるとか、悪いものであるといった、感情的な議論から一步離れた、冷静なものであった。EC加盟によって、経済的な恩恵を受けられる可能性が高いとはいえ、全てのイギリス国民が、その果実を手にすることが出来ないかもしれないという現実こそ、社会主義政党が改善すべき目標であった。

この時点ではすでに、ヨーロッパ統合に参加し、「第三勢力」を構築することによって、社会主義的施策を実行していくという、キープレフトのような主張は見られなくなっていたし、EC加盟の是非は、保守党政権が獲得した条件次第という争点に変化していった。そうした中で、スチュワートは、改めて、労働党がEC加盟に伴って考慮すべき論点を浮き彫りにしていったのである。

党執行部の党議拘束に従い、EC加盟反対の論陣を張っていったのが、ヒーリーやショアー、ジェイ (Douglas Jay)、キャッスル (Barbara Castle) らであった。彼らは、EC加盟に伴うコストを強調することで、自身の正当性を主張していった。例えば、ショアーは、共通農業政策に伴うコストが、一九六七年には、年間六〇〇万ポンドであるのに対し、一九七一年時点では、一一〇〇万ポンドになっており、一九七八年には、少なくとも見積もっても一六〇〇万

ポンドに膨れ上がると指摘していた。⁽⁴⁷⁾

また、キャッスルは、三度の戦争を経験したフランスの歴史を振り返りながら、ヨーロッパ統合が持つ、政治的な意義を認めつつも、イギリス国民がEC加盟を望んでいないと主張した。キャッスルによれば、『ランカシャーイブニングテレグラフ』の調査によって明らかにしたのは、イギリス国民の一八・九%しか加盟賛成がおらず、七七・二%は反対しているということであった。⁽⁴⁹⁾

この世論調査は、労働党が敵対的な政策を採ることの合理性を示したともいえる。政権獲得のためには、保守党がEC加盟を打ち出している以上、EC加盟に不満を持つ有権者に対する受け皿を提供する必要がある。そのためにも、労働党は加盟賛成を打ち出すわけにはいかなかったのである。

EC加盟をめぐる下院審議での、労働党からの発言は、スチュアートのような、党の方針に反するものもあったが、全体として、加盟反対の論調が圧倒的であった。その意味で、党大会によって、下院決議での反対が決定し、「three-line whip」の党議拘束がかけられたことは重要であった。しかし、同月二八日に採決された結果は驚くべきものであった。決議の結果は、労働党から六九人の党議拘束違反者が出て、政府に賛成し、二〇名が棄権という事態となった。⁽⁵⁰⁾ 決議そのものは政府提案が賛成多数で可決されたのだが、造反者にはスチュアートを始め、トムソンやリーヴァー (Harold Lever)、後の労働党党首となるスミス (John Smith) などの有力者も含まれていた。⁽⁵¹⁾

加盟反対派はこうした行動に憤慨したが、ウィルソンは造反者に対して処分を下さなかった。彼が志向したのはあくまでも党内融和であり、加盟賛成派に含まれていたトムソンやリーヴァーといった有力議員を処分すれば、党の分裂を巻き起こしかねなかった。ウィルソンからすれば、党が分裂することで責任政党としての統治能力に疑問符が付

けられてしまい、政権の獲得が困難になるといった苦悩があったからでもあった。

また、反対派に対しても全面的な賛意を示すことは難しかった。ウィルソンは、自身が政権を握っていたときにEECの加盟申請を行っており、政権を失つてすぐに立場を変えてしまうことはできなかった。もし立場を変更してしまえば、イギリスが直面している困難な課題であるEC加盟問題について、無責任さと一貫性のなさをさらけ出してしまうことになる。さらには、彼の指導者としての信頼性までも掘り崩されてしまうことにもなるため、ウィルソンは、反対派の意見を全面的に採用することができなかった。

結果的に党内宥和を優先したウィルソンは保守党が獲得した加盟条件では反対であるというレトリックを用いて、EC加盟に反対することで、自身が首相であった時に行った、第二次EEC加盟申請を正当化するとともに、EC加盟に原則反対するわけではないということを内外に示したのである。

5. おわりに

労働党は、一九六七年の与党時に第二次EEC加盟申請を行うという選択をした。それは、イギリス外交が伝統的に重視してきた、コモンウェルス諸国との関係やEECに対抗するために創設したEFTAだけでは、国際収支赤字を回復させることが出来ないことを認識したからであった。コモンウェルス諸国との貿易量は低下の一途を辿っていた上に、EFTAとの貿易量も劇的な伸び率を見せたわけではなかった。

こうしたイギリス経済の停滞を打破する道が、EEC加盟であると気づいたからこそ、第二次EEC加盟申請であった。しかしながら、六七年にEEC加盟申請を行ってから、わずか数年のうちに、労働党は一八〇度方針転換を

することになった。一九七〇年総選挙での敗北を受けて、野党になると、それまでの経済状況が好転したかのように、EC加盟を打ち出さなくなってしまう。総選挙のマニフェストでは、加盟交渉への熱意を語っていたにも関わらずである。

経済状況が好転しているどころか、相変わらずの停滞を見せていた中で、労働党がEC加盟反対を打ち出さなければならなかったのは、イギリス政治を特徴付ける「敵対政治」のためであった。EC加盟を議論する特別党大会での議論は、EC加盟に伴う実利というよりは、保守党政権への批判が大半を占めていた。こうした傾向は、議会労働党議員だけではなく、労働組合の間でも共有されていることであった。

党大会で最大の議決権を有する労働組合でも、同じ認識を共有しているために、労働党は党の方針として、明確にEC加盟反対を打ち出すことになるのだが、重要なのは、「保守党政権が獲得した条件」での加盟には反対という点であった。なぜならば、年次党大会では、圧倒的に加盟反対論者の発言が多かったといえども、党内には、根強い加盟賛成派も存在したからである。実際に、年次党大会によって、党の方針が確定し、下院での議決に「three-line whip」がかかっていたが、閣僚経験者でもあるスチュアートは、下院審議で、公然とEC加盟賛成を打ち出していた。他にも、トムソンやリーヴァーなどは、影の内閣の閣僚であったため、連帯責任の原則から、下院での発言は許されなかったが、EC加盟に賛成していた。

労働党全体としては、EC加盟反対派が優勢ではあったものの、加盟賛成派の中には、有力者が多く混ざっていたのである。そのため、ウィルソンとしても、党議拘束に反したからといって、六九人にも上る議員を処分するわけにはいかなかった。政権獲得の手段として、「敵対的」な政策に変更したにも拘わらず、造反議員を処分してしまえば、

統治政党としての資質が問われるだけではなく、党の分裂さえも招いてしまいかねない。

イギリスを取り巻く環境が、六七年に比べて大きく変動していないのに、労働党がEC加盟反対を打ち出した理由は、労働党を構成する議員や労働組合の間で、「敵対政治」という意識があったことである。そうした状況を利用した、ウィルソンにしてみれば、保守党政権が獲得した条件でのEC加盟反対というレトリックは、加盟反対派の意見を取り入れる一方で、EC加盟に原則反対ではないという意味で、賛成派にも一定の望みを残す選択肢であった。

だが、下院審議で、EC加盟へ向けた取り組みが承認された以上、EC加盟が現実化する可能性は、限りなく高くなった。そうした中で、再び政権に返り咲くことになるウィルソンにとって、この選択は、ECに加盟しなければならぬと考えると自身と、増大した反対派の前で、問題を先送りにしたにすぎなかった。そして、その問題が再燃するのが七五年の国民投票になるのである。

- (1) 第一次EEC加盟申請に関しては、拙稿を参照されたい。三澤真明「第一次EEC加盟申請と政党政治―イギリス労働党の動揺」『政経研究』第五二巻、第二号、二〇一五年。
- (2) もちろん、党全体を見たときに、ヨーロッパ統合問題は一大争点であり、強力な反ヨーロッパ統合派が存在している。一九九〇年代には、党首の進退を左右するほどの争点になったものの、二〇一六年に至るまで、脱退方針を示したことはない。
- (3) 総選挙で二大政党が獲得した得票率は、一九五一年が九六・八%、一九五五年が九六・一%、一九五九年が九三・二%であるのに対し、一九六四年が八七・五%、一九六六年が八九・九%と減少傾向にあるもの高い水準を保っている。
- (4) Fisher, J., *British Political Parties*, Prentice Hall, 1996, p. 65.
- (5) Cole, M. and Deighan, H., *Political Parties in Britain*, Edinburgh University Press, 2012, p. 61.

- (6) Lieber, R. J., *British Politics and European Unity*, University of California Press, 1970, p. 144.
- (7) Sartori, G., *Party and Party Systems: A Framework for Analysis*, Vol. 1, Cambridge University Press, 1976, p. 63. 岡沢 憲美・川野秀之訳『現代政党学——政党システム論の分析枠組み』早稲田大学出版部、一九八〇年、一一一頁。
- (8) Finer, S. E., *Adversary Politics and Electoral Reform*, Anthony Wigram, 1975.
- (9) George, S. *An Aukward partner: Britain in the European Community*, Oxford University Press, 1998, p. 49.
- (10) Dale, I., *Conservative Party General Election Manifestos, 1900-1997*, Routledge, 2000, p. 196.
- (11) 遠藤乾編『原典ヨーロッパ統合史』名古屋大学出版会、二〇〇八年、四二〇—四二二頁。
- (12) 労働党規約によれば、労働党の行為は、党大会の指導、管理の下に置かれると規定されている。labourlist.org/wp-content/uploads/2013/04/Rule-Book-2013.pdf (最終閲覧日二〇一六年六月九日)
- (13) 特別党大会は年次党大会に先駆けて、七月一七日に開催された。
- (14) Labour Party, *Report of the 70th Annual Conference*, Transport House Smith Square, 1971, p. 314.
- (15) *Ibid.*
- (16) Labour Party, *Report of the 61st Annual Conference*, Transport House Smith Square, 1962, p. 246.
- (17) 三澤、前掲、五三八—五三九頁。
- (18) Labour Party (1971), *op cit.*, p. 315.
- (19) *Hansard*, 10 May 1967, Series5, vol. 746, cols. 1650-1655.
- (20) Labour Party (1971), *op cit.*, p. 316.
- (21) *Ibid.*, p. 323.
- (22) *Ibid.*
- (23) ハイデイは「六カ国の生活水準はわれわれを追い抜かしている」と断じ、イギリスの優位性を否定してみせた。例えば、賃金に関しては一九五八年以来、ドイツは五〇%、オランダで四〇%、フランスは三五%、ベルギーで三〇%、ルクセンブル

クベ二五%上昇したのに対して、イギリスでは十四%に過ぎなかった。Labour Party, *Report of the 66th Annual Conference*, Transport House Smith Square, 1967, p. 273.

- (24) Butler, D. and Butler, G., *British political Facts 1900-1994*, Macmillan Press, 1994, p. 389.
- (25) Labour Party (1971), *op cit.*, p. 329.
- (26) *Hansard*, 10 May 1967, Series5, vol. 746, col. 1653.
- (27) Dale, I., *Labour Party General Election Manifestos, 1900-1997*, Routledge, 2000, p. 179.
- (28) Trades Union Congress, *Report of 103rd Annual Trades Union Congress*, Authority of the Congress and the General Council, 1971, p. 223.
- (29) Labour Party (1971), *op cit.*, p. 326.
- (30) *Ibid.*
- (31) Labour Party, *Report of the 69th Annual Conference*, Transport House Smith Square, 1970, p. 188.
- (32) Labour Party, *Report of the 66th Annual Conference*, Transport House Smith Square, 1967, p. 272.
- (33) Labour Party (1971), *op cit.*, p. 327.
- (34) 六七年党大会の議論に関しては、以下を参照されたい。三澤真明「第二次EEC加盟申請への道——イギリス労働党と政党政治」『法学紀要』第五七巻、二〇一六年、二七八—二八〇頁。
- (35) Labour Party (1971), *op cit.*, p. 327.
- (36) *Ibid.*
- (37) *Ibid.*, p. 360.
- (38) Wheaton, Michael A., “The Labour Party and Europe 1950-71”, in Ionescu, G. (ed.), *New Politics of European Integration*, Palgrave Macmillan, 1972, p. 84.
- (39) Labour Party (1971), *op cit.*, p. 114.

- (40) Labour Party, *Report of the 49th Annual Conference*, Transport House Smith Square, 1950, p. 3.
 - (41) *Ibid.*, p. 85.
 - (42) *Daily Mirror*, 26 May 1971.
 - (43) Healey, D., *The Time of My Life*, Michael Joseph, 1989, p. 359.
 - (44) Liddle, R., *The Europe Dilemma: Britain and the Drama of EU Integration*, I. B. Tauris, 2014, p. 30.
 - (45) *Hansard*, 26 October 1971, Series5, vol. 823, col. 1519.
 - (46) *Ibid.*
 - (47) *Hansard*, 27 October 1971, Series5, vol. 823, col. 1781.
 - (48) 普仏戦争、第一次世界大戦、第二次世界大戦。
 - (49) *Hansard*, 27 October 1971, Series5, vol. 823, col. 1838.
 - (50) *Hansard*, 28 October 1971, Series5, vol. 823, col. 2217.
- 第二次世界大戦後のイギリスで、これほどの造反者を出した採決は初めてであり、ヨーロッパ統合への参加という問題が、いかに大きな争点となっていたかが伺える結果であった。しかし、後の二〇〇二年にイラク問題をめぐって、大規模な造反が起つた。
- (51) Daddow, O. (eds.), *Harold Willson and European Integration: Britain's Second Application to join the EEC*, Frank Cass, 2003, pp. 253-255.